

生活習慣病管理料Ⅱについてのご案内

2024年6月より、生活習慣病管理料を算定することとなりましたのでお知らせいたします。

対象となる疾患

- ・ 高血圧症
- ・ 脂質異常症
- ・ 糖尿病

生活習慣病管理料Ⅱ 333点

月に1回を限度として算定します。

※診療内容により、検査料や薬剤料、その他の費用がかかります。

療養計画書の作成について

ご病状に応じた療養計画書を作成し、初回のみご署名をいただきます。



サクマこころのクリニック